

## 工事変更契約結果表

契約番号	電7 - 151	担当課	環境建設課
工事名	島の地橋災害復旧工事に伴う蛸島第1汚水中継ポンプ場電気設備支障移設工事		
工事場所	珠洲市蛸島町 地内		
種別及び概要	電気 汚水ポンプ制御盤移設工 N=1式		
履行期間	令和7年9月22日 から 令和8年3月31日 まで		
請負者	所在地: 七尾市本府中町二40-1 事業所名: 住原商事株式会社 能登支店 代表氏名: 石田 博衛		
当初契約日	令和7年9月19日	変更契約日	令和7年11月10日
当初契約金額	4,983,000 円	変更後契約金額	3,548,600 円
変更内容及び理由			
<p>1 制御盤移設箇所の変更及び内容変更            地権者との立会の結果、当初計画していた宅盤嵩上げを実施しないこととなり、当初設計の制御盤移設箇所では家屋の出入りに支障が生じるため、地権者の意向により、移設場所を現在の位置に戻すこととなった。現在の位置に戻すためには、橋梁や護岸工事を完了後となり、工事期間が長期となることから、本工事では仮移設までを実施する内容に変更し、仮移設に対応する使用材料などに変更を行う。</p> <p>2 仮設費の変更            当初計画では、片側交互通行による規制を見込み、交通誘導員Bでの対応を考えていたが、地元区長及び珠洲警察署との協議により、迂回路確保による全面通行止めが可能となったことから、交通誘導員Bを取り止め、小路看板での対応とする。</p>			